

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成26年6月11日京都市条例第7号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）の施行により、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されることに伴い、京都市職員給与条例ほか2条例について、「母子及び寡婦福祉法」の文言を引用する部分を、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める等の規定を整備することとしました。

この条例は、平成26年10月1日から施行することとしました。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 7 号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市職員給与条例の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

別表第3 社会福祉業務手当の項中「母子及び寡婦福祉法等」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法等」に改める。

(京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

第2条 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号ウ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例の一部改正)

第3条 京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「母子及び寡婦福祉法」を「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)